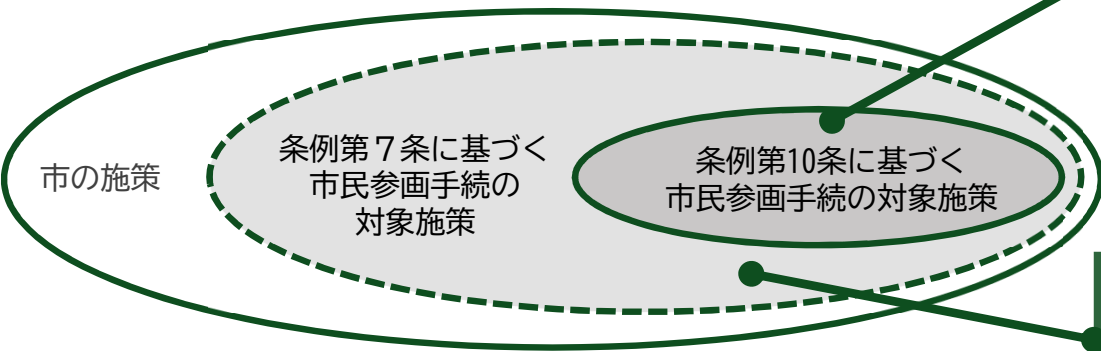


1

①市民参画手続の対象となる施策  
(条例第7条及び10条)



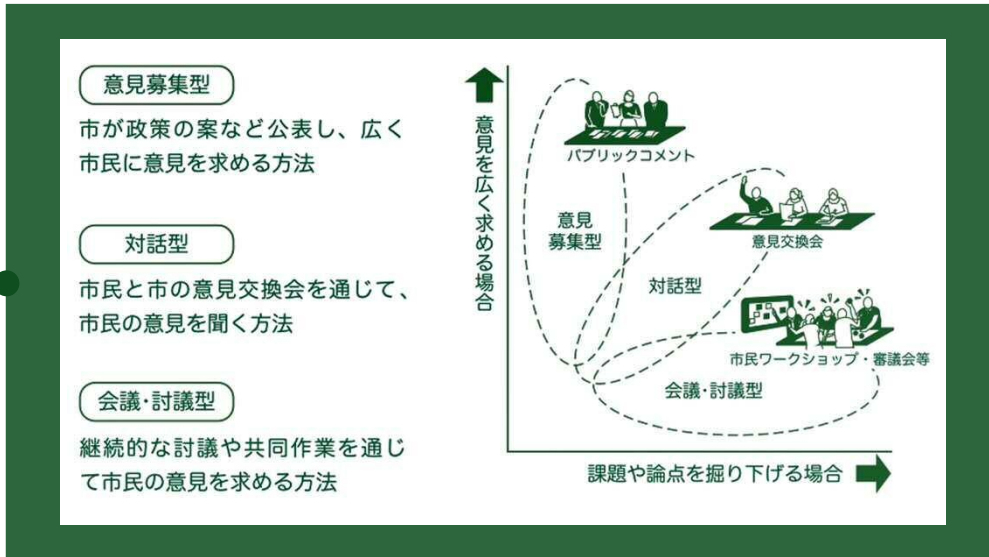
- (1) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃を行うとき。
- (2) 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。
- (3) 大規模な公の施設の設置に係る基本的な計画の策定又は変更を行うとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民の生活、事業、活動等に重大な影響を与えると実施機関が認めるとき。

施策に対する市民の関心及び施策の市民に与える影響その他施策の内容を勘案し、市民参画が必要であると認める場合

2

②市民参画手続の方法  
(条例第7条2項 なお詳細は規則で定めている)

- 市民意見提出手続 (パブリックコメント)
- 意見交換会
- 市民ワークショップ
- 審議会等



## 静岡市自治基本条例

### （市政への参画権）

第10条 市民は、市政に関する施策の立案、実施及び評価の各段階において、別に条例で定めるところにより、これらに参画する権利を有する。  
2 市政に参画する市民は、総合的な視点に立って、発言し、行動しなければならない

### （市民意見の聴取）

第21条 市の執行機関は、まちづくりに関する重要な政策又は施策の決定、市の条例、規則等の制定改廃及び計画の策定又は変更にあたっては、別に条例で定めるところにより、市民から意見を聴かなければならない。

## 静岡市市民参画の推進に関する条例

### （市民参画手続）

第7条 実施機関は、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民と協働して市政運営を行うことを目的として、市民参画の推進を図る視点に立ち、施策に対する市民の関心及び施策の市民に与える影響その他施策の内容を勘案し、市民参画が必要であると認める場合には、次項、次条及び第9条の規定により市民の意見等を施策へ反映するための一連の手続（以下「市民参画手続」という。）を実施するものとする。  
2 市民参画手続は、原則として、次に掲げる目的による手続の区分に応じ、規則で定める方法により行うものとする。  
(1) 広く意見等を募集するための手続  
(2) 集会の形態をとり、市民と実施機関の対話を通じて意見交換等を行うための手続  
(3) 会議の形態をとり、市民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続

### （自治基本条例第21条の規定に基づく市民意見の聴取）

第10条 自治基本条例第21条に規定する市民意見の聴取（以下「市民意見聴取」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときに、市民参画手続により行わなければならない。  
(1) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃を行うとき。  
(2) 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。  
(3) 大規模な公の施設の設置に係る基本的な計画の策定又は変更を行うとき。  
(4) 前3号に掲げるもののほか、市民の生活、事業、活動等に重大な影響を与えると実施機関が認めるとき。